

議案第48号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税務課	地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災による被災居住用財産の敷地の譲渡所得の特例に係る譲渡期限について、同震災のあった日以後7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【関係法令】	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
【改正内容】	<p><市民税（個人）関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金所得者の申告手続きの簡素化（第36条の2関係）
	<p>年金所得者が年金保険者に提出する扶養家族等申告書に「寡婦（寡夫）」の記載が追加されたことに伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市民税の申告書の提出を不要とするもの。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長（付則第22条の2関係）
	<p>東日本大震災により、住宅が滅失し、又は通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊をしたことによって居住の用に供することができなくなったものについて、被災居住用財産の敷地の譲渡所得の特例（軽減税率、3,000万円控除等）に係る譲渡期限を東日本大震災があった日以後7年（現行：3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する。</p>
	<p>被災によって、家屋がなくなってしまっても、譲渡の際には家屋があるものとして譲渡したこととする特例</p>
	<p><その他></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●付則第22条の2の新設等に伴う所要の字句整備（付則第23条、24条、25条関係）
【施行期日】	公布の日（第36条の2の改正規定は、平成26年1月1日）
【経過措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 ・改正後の22条の2の規定は、この条例の施行の日以後の個人の市民税について適用し、同日前の個人の市民税については、なお従前の例による。